

令和元年第2回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

令和元年6月13日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-----|-------|-------------|
| No. 1 | 8番 | 金田裕二君 | (P 11～P 25) |
| No. 2 | 5番 | 松本孝信君 | (P 26～P 29) |
| No. 3 | 13番 | 河西美次君 | (P 30～P 33) |

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 鈴木武男君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 松本孝信君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 河西美次君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	東宮清章君
教 育 長	鈴木且雪君	参 事 兼 会計管理者兼 会 計 室 長	黒羽千春君
参 事 兼 総 務 課 長	真船 貞君	企画政策課長	福田 修君
財 政 課 長	田中茂勝君	税 務 課 長	伊藤秀雄君
参 事 兼 住民生活課長	鈴木真由美君	福 祉 課 長	相川哲也君
健康推進課長	田部井吉行君	環境保全課長	木村三義君
産業振興課長	長谷川洋之君	参 事 兼 建 設 課 長	鈴木茂和君
上下水道課長	相川 晃君	参 事 兼 学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川 浩君	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼 監 査 委 員 主 任 書 記	藤 田 哲 夫	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐 川 典 孝
議会事務局 庶 務 係 長	金 田 洋 子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

○議長（白岩征治君） ここで、議会事務局長より発言の申し出がありましたので、ここで発言を許します。議会事務局長。

○議会事務局長兼監査委員主任書記（藤田哲夫君） 皆さん、おはようございます。

貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。本日配付いたしております一般質問通告表の中に一部プリントミスがございましたので、訂正とおわびを申し上げます。

本日の通告第1、8番金田裕二議員の質問中、質問事項の1に、赤面山総合開発株式会社の現況と林野庁借地の現状復帰（回復）対策についてとありますが、この「現状」は「原状」と正しく記載するべきでした。おわびいたします。どうぞよろしくお願いたします。申しわけありませんでした。

○議長（白岩征治君） それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり簡潔明瞭に努めるよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告第1、8番金田裕二君の一般質問を許します。8番金田裕二君。

◇8番 金田裕二君

1. 赤面山総合開発株式会社の現況と林野庁借地の原状復帰（回復）対策について
2. 台上地区に建設予定のメガソーラーについて
3. 追原集落裏山の広大な村有地利活用について

○8番（金田裕二君） 8番金田裕二です。通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

最初に、まず、おはようございます。令和元年最初の議会となりました。今までに何度か質問させていただきました3点について、再度お伺いいたします。

1つ目は、赤面山総合開発株式会社の現況と林野庁借地の原状復帰対策についてであります。

私は、スキーを始めてちょうど50年になります。覚えたのは、長野県の菅平高原スキー場でありましたが、ホームグレンデはもちろん、昭和46年にオープンした国設赤面山スキー場であります。平成7年に白河高原スキー場と名称は変わりましたが、当時はスキー板を車の屋根に積んで走るのが格好いい時代でありました。西郷スキー

クラブも、会員が150名を超えて、大人気でした。村民スキー大会や各学校や村のスキー教室も、大勢の参加者でにぎわっておりました。羽鳥湖スキー場が昭和58年にオープンすると、羽太地区では年間30万人を超すスキー客により、渋滞や家から出れないという事態が発生するなど、スキーブームがピークを迎えました。

しかし、平成6年に那須町にマウントジーンズスキー場がオープン、しかも、その後、那須甲子有料道路を通らなくても入れるようになると、赤面山は閑散となり、閉鎖間際に最新の4人乗りクワッドリフトを数億円投資して建設したが、一、二年で経営悪化により、平成12年に営業停止、現在に至っております。当時の片野社長の経営手腕には期待していたが、破綻時には13億円超の負債があったとも聞いております。

さて、本題、最初に、赤面山総合開発株式会社の経緯と現況についてお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） 8番金田裕二議員の一般質問にお答えいたします。

質問の第1、赤面山総合開発株式会社の現況と林野庁借地の原状復帰（回復）対策についての1点目、赤面山総合開発株式会社の経緯と現況についての質問にお答えします。

赤面山総合開発株式会社は、白河甲子高原赤面山開発事業に関することや索道事業に関すること、宿泊並びに休憩施設、経営に関することなどを目的に、西郷村が180万円、白河市が120万円、那須町が60万円、その他民間企業等が3,103万7,000円を出資し、資本金3,463万7,000円で昭和45年12月28日に設立されております。

先ほど議員からお話がありましたように、昭和46年11月に国設赤面山スキー場の営業を開始いたしました。平成7年には、スキー場の名称を白河高原スキー場に変更しております。この平成7年には約9万7,000人あった入り込み客も、近隣のスキー場の新設や雪不足等の影響などもありまして、平成11年には約2万7,000人まで落ち込むなどしたため、営業不振により経営難に陥っております。これらのことから、平成12年、13年のシーズンは休業をいたしております。

先ほど議員のほうからありましたように負債総額が約13億円となりまして、また、当該国有林の使用料の滞納があったため、平成14年7月には林野庁から国有林の使用許可取り消し処分を受けております。その後は、当時の社長等の死去などもございまして、営業再開とは至らず、現在に至っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君の再質問を許します。

○8番（金田裕二君） ただいま、詳細にわたって伺いました。

当時の資本金が、各行政体で西郷村が180万円、行政体等の白河と那須のを合わせて、その半分は西郷村で出資したという形になっているわけですね。そのほかに、民間がかなりの額を占めているようにお伺いしております。総額だと大変な金額、3,463万円ということになると思います。残念ながら、現況はそのような形態と

いうふうに伺っていますが、ただいまの中にも出てまいりました林野庁に対しての借地料の未払いがかなり残っているというふうな話がありました。

2番目に出しておきました林野庁との借地契約内容、それから借地料の支払い状況、それから林野庁での見解とかも含めて、お話しいただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

質問の2点目、林野庁との借地契約内容と借地料の扱い等についてについてお答えをいたします。

詳細につきましては把握をいたしておりませんが、当時の新聞報道等によりますと、スキー場用地の赤面山国有林使用料を平成10年度から12年度まで、延滞料と合わせて約2,000万円を滞納していたと。その納付を、平成14年6月30日までに行わなかったため、林野庁がその年平成14年7月1日に使用取り消しを決定し、福島森林管理署白河支署が許可取り消しと法的手続の文書を送付したということで把握をしているところでございます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） ただいまの説明ですと、2,000万円超滞納があつて、林野庁では平成14年ですか、許可を停止したというふうなことですな。

現在は、赤面山総合開発株式会社は登記上はまだ生きている計算になっていますよね。最近の法人番号もちちゃんと付与されておりまして、そうしますと、3番目の質問に入っています法人の解散とか負債の清算等についてどのような形になっているか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） 質問の3点目、法人の解散、清算についてにつきましてお答えをいたします。

この赤面山総合開発株式会社のような法人のように、事業を休止している株式会社は全国に多数存在しております。この会社等を休眠会社、休眠一般法人と呼びますが、全国の法務局ではこの事業を休止している会社等を整理するため、平成26年度以降、毎年、休眠会社、休眠一般法人の整理作業を行っているところでございます。これは、会社法第472条により、最後の登記をしてから12年を経過している株式会社等は、事業を廃止していないときはまだ事業を廃止していない旨の届け出を管轄登記所にする必要があり、その旨の届け出等をしない場合は解散したとみなされ、職権で解散の登記をされるというものでございます。

赤面山総合開発株式会社におきましても、平成30年10月11日に法務大臣の公告がなされた時点で12年を経過していたため休眠会社扱いとなりまして、2か月後の平成30年12月11日までに登記の申請または、まだ事業を廃止していない旨の届け出がなかったために、平成30年12月12日、会社法第472条第1項の規定によりまして職権で解散の登記がされております。

ただし、これはあくまでも解散とみなされただけでありまして、会社自体は消滅は

いたしておりません。また、解散の登記をした後、10年を経過すると職権により会社の登記記録を閉鎖できますが、会社の法人格が消滅するものでもございません。みなし解散をされていても、清算人の選任をいたしまして清算事務を終了し、清算終了しなければ会社は消滅するというにはなりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） ただいまの説明によると、法人は平成30年12月12日に職権によりみなし解散状態となっておると。ということは、現在、会社の社長が誰とか、役員が誰やっているというのも全然ないという形になるわけですね、現在は。それでは、わかりました。

先月の5月26日の日曜日は、第26回の赤面山開きが、最高の天気の中、開催されて、500名以上の登山客が1,701メートルの頂上を目指して登られた。私も、今年も参加させていただきました。その際に、毎回、廃墟となったスキーハウス、それから放置されたリフトだの、そういうのを、スキーハウスの前で山開きの安全祈願祭が行われる。全国あちこちから山の好きな方が集まられて、これは何だっぺなと、毎回毎回質問を受けるわけでございます。決して、いいイメージではありません。

そこで、スキーハウスやリフト、索道等の解体、撤去等についてお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） 質問の4点目のスキーハウス、リフト等の解体撤去についてお答えをいたします。

リフト等を含めた建物につきましても、赤面山総合開発株式会社の法人格が残っておりまして、村が独自に撤去することは難しく、また、建物等には根抵当権が設定されており、この抹消登記等の事務も必要となってまいります。先ほど議員、赤面山開きに参加いただきまして、ありがとうございます。私も赤面山の山開きのほう、参加いたしましたけれども、平成12年にその営業を停止してから約20年間放置されております施設は、ガラスが割れ、雨水にさらされ、廃墟と呼べる状態になっております。今回の赤面山山開きでも、おいでになった観光客の方からも何とかならないかという御意見も頂戴しているところでございます。

先ほどもお話ししましたように、消滅していない会社の建物を村単独で撤去することは事実上不可能でありますので、今後も林野庁、法務省との協議を行うとともに、出資地方公共団体でございます白河市、那須町と話し合う機会を設けていきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 4番目の件については了解いたしました。

次、5番目に、旧ゲレンデ跡の荒廃と植栽について伺います。

第1、第2ゲレンデは、カラマツ等が自然に生えて、20年の間にかなり森林化してきました。しかし、第3、第4ゲレンデは、急斜面なところは土砂が流されて、河原のようながれ場になっております。近くの鶴生集落の金澤さんたちがボランティア

で数年前から植栽に取り組んでおりますが、追いつかないような状況です。

こういった荒廃の復旧、植栽等について、対策をお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） 質問の5点目の旧グレンデ跡の荒廃と植栽についてお答えをいたします。

グレンデ跡地につきましては、今ほど議員のほうからもございましたように、平成26年1月に関係団体12団体により赤面山を緑にする会が設立されまして、現在、植樹活動を実施しているところでございます。この団体につきましては、森林管理署白河支署や環境省関東地方環境事務所、那須自然保護官事務所等も協力して実施をしているところでございますので、村としましても継続してこのような植林に努めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 赤面山を緑にする会、いい団体であります。そういった経費等について、次に書いておきました森林環境税とかの活用はできないものか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） 質問の6点目の森林環境税の活用についてお答えをいたします。

森林環境税につきましては、県が平成18年度から森林環境税を行っておりますが、国のほうで今年度から森林環境譲与税という部分で譲与するということになっておりまして、今議会の補正として370万円を上程をいたしているところでございますが、国のほうの森林環境譲与税につきましては民有林を対象としておりまして、観光等に活用できるかできないかにつきましては明確ではございませんが、現在のところは観光に活用できるものではないと聞いておりますので、林野庁の土地である今回の土地につきましては活用できないと考えております。よろしくお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） そうですね、林野庁の国有林ですんで、なかなかそういったところに国・県の税をつぎ込むのは無理なのかなというふうに思っています。

次に、第3セクター自治体の件についてであります。第三セクターは、先ほど申し上げたとおり西郷村、白河市、那須町の3市町村が一緒になって始めた事業でありまして、その営業停止後、どのような協議が今までにされてきたのか。先ほど、スキーハウス解体云々の中で、今後協議してまいりたいという話はありませんが、今までに約20年経過しておりますが、その間にどのような協議がされてきたのかをまず伺います。

○議長（白岩征治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） 質問の7点目の当時の第3セクター自治体の協議内容と方針についてについてお答えをいたします。

関係自治体との協議につきましては、大変申しわけございませんが、今まではなか

ったというふうに聞いております。先ほど申し上げましたとおり、今後は話し合う機会を早目に設けまして、解決策につきましてどのような意見等があるか、話し合う機会を設けて、その中で話し合っていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） つくるときには、多分慎重な審議で第三セクターの関係自治体が、これはいい事業だということで乗ったんでしょうが、いざ営業停止、閉鎖というふうな形になると、誰も見て見ぬふりして、ぶん投げっ放し、口を出すと解体経費を出さなきゃならないかなと言われそうで、黙っていたのが現実なのかなというふうに思っています。残念であります。

今ほど申されたように、当然あのままではダメージが、悪いイメージが付きまっております。西郷村何やっているんだろうというふうにもなります。いち早く、まずはスキーハウスを解体できればと思っておりますが、いろいろ先ほど話があったように根抵当権がついているとか、いろいろなかなか難しい点もあるかもしれません。でも、このまま20年も放置ということは、もしかしたら最後、産業遺構、そういう遺産ということで世界遺産にでも指定してもらえるんだったら別ですよ。そういったことはまずあり得ないと思っております。

最後に、そういった観光推進の弊害とか苦情対策、危険性もかなりありますので、そういったものを含めて、今何をすべきか、再度お伺いいたします。その点については、村長にもその後お伺いします。

○議長（白岩征治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川洋之君） 質問の8点目の観光推進の弊害と苦情対策、危険性についてお答えをいたします。

先ほど議員からもございましたように、毎年、旧白河高原スキー場レストハウス前をスタート、ゴールとして赤面山山開きを実施しておるところでございまして、今年は天候もよくて昨年以上の方々に参加していただいております。このように観光推進、特に景観資源としては、荒廃した建物があるのはマイナスイメージだということは十分承知しているところでございます。また、犯罪の温床になったり建物の倒壊、それから火災など、危険な目に遭う可能性もございます。

先ほどから申し上げましたとおり、林野庁、法務省、それから弁護士等、相談をしてきたところですが、継続した話し合いがなされていないため前進できていないのが実情でございます。今後は、村としてどのような方策があるのか、先ほど申し上げましたとおり関係団体と連携をとり、最終的には自然豊かな赤面山に戻るよう努力していかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 私のほうからお答えいたします。

現状と今後の対応ということで先ほどから課長が説明したとおりでありまして、私も昨年、山開きに参加しまして現状を把握しております。また、私もスキーをやった

経験があるものですから、今の現状、悲しい思いであります。

まずは、20年何もしていなかった、協議していなかったということでもありますので、まず、関係市町村と相談しながら、村単独ではできないものではないし、やっただとしても数千万円、数億円かかる問題でもあるし、抵当権の問題もあるし、かなりハードルは高いかと思うんですけれども、やはり豊かな自然、大自然に一日も早く戻していきたいということを胸に秘めて、努力してまいりたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 20年塩漬けされた遺構を、いち早く撤去して、緑豊かな本来の西郷村の観光資源となるように期待しております。

また、赤面山とは関連ございませんが、そういった廃墟に近いものが、西郷村の甲子温泉の中にも営業を停止してもう十数年になるホテル等がそのまま放置されているのも現況があります。そういったものも含めて、悪いイメージにならないように対策をお願いして、赤面山の件については終了いたします。

次に、質問の2番目、台上地区に建設予定のメガソーラーについて、以前にもお伺いいたしましたが、再度お伺いいたします。

まず、質問書に書いておきました1番目、建設計画の事業概況と進捗状況について、まずお伺いしておきます。

○議長（白岩征治君） 環境保全課長。

○環境保全課長（木村三義君） 8番金田裕二議員の一般質問にお答えいたします。

質問の第2の1点目、台上地区の建設予定のメガソーラーの建設計画の事業概況と進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、事業の名称につきましては、（仮称）西郷村台上地区太陽光発電事業でございます。事業者につきましては、株式会社そら' pとNOBSP合同会社でございます。上海電力日本株式会社が出資している特定目的会社でございます。

事業の概要といたしましては、発電容量が約161メガワット、事業実施区域面積は約619ヘクタールでございますが、そのうちの改変区域は242.1ヘクタールとなっております。

進捗状況につきましてでございますが、こちらは環境関係でございます。まず、事業者から、対象事業となる環境影響評価の項目及び調査の手法を記載した環境影響評価方法書という方法書が作成されまして福島県知事に送付されます。福島県知事は、これを受けて、平成30年3月13日付で西郷村へ、環境保全の見地からこの方法書に対する意見照会を求めてきました。これに対しまして、村は平成30年4月13日付で、この方法書に対する関係各課の意見を取りまとめまして、意見、要望を県知事に提出しております。

現在は、この方法書に基づきまして環境影響評価準備書が作成され、事業者から県知事、県知事から村へという方法書と同様の手続の流れで、令和元年5月21日に福島県知事より環境保全に対する意見照会がありました。これに対しましては、村といたしまして、来る6月21日に西郷村環境審議会を開催し、審議会としての意見、各

担当課所等の意見を集約し、県知事宛てに回答する予定でございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） せんだっての環境評価準備書の内容について、審議会で検討した上に県のほうに出すというふうなことです。

前に農民研修センターで説明会がありまして、議員の方も何人かお伺いしたんですが、そこで私もいろいろお話を聞きました。今回の発電容量は、大体五、六万世帯分の電力に相当するというふうな説明がありました。600町歩以上の大規模な、国内でも有数の規模になるのかなと思っております。それは全て敷地範囲の面積ですんで、実際にパネルが張りめぐらされるのは、242町歩ぐらいの面積がパネルが実際載かる面積というふうにも伺っています。

会社がそら' pという会社、いろいろ見たら、そら' 何とか、そら' 何とかという、やはり上海電力の子会社の会社が幾つもあるようですね。こちらに建つのはそら' pですね。何かアルファベットが羅列された会社、NOBSPといったのかな、何かNOBSP、事業主体の会社、ちょっと内容をよく把握しない会社でございますけれども。そういった大規模な開発に対して、いろいろと不安もあります。

以前にも質問させていただいたのは、私は農民研修センターで村民宛てに説明会をやったものに、今まで3回実施しているんですね、多分。3回とも出席しました。聞いている方は十数人と少ないんですけども、まず最初のときのイメージがうんと悪かったですね。大体、いろんな会社の方が、土地の地上げ担当する会社とか、その上海電力の会社とか、いろんな会社に来ていたんですが、自己紹介もしないで、いいかげんな答弁をばたばた言っておりましたんで、これは大丈夫かなという不信感に当時陥ったのが事実でございます。

その後の説明会であっても、環境アセスメントの手法とか、そういったものに対してかなりずさんな報告がありまして、今回のについても、そういった点が若干見受けられると思っております。

村としては、審議会での答弁を村の意見というふうな形にとるのかどうかと思っておりますが、村独自でこの評価準備書に対して意見というのは独自には出さないんでしょうか、お伺いします。

○議長（白岩征治君） 環境保全課長。

○環境保全課長（木村三義君） お答えいたします。

質問第2の2点目、建設予定事業者による環境影響評価準備書に対する村の意見と対策についてのご質問にお答えいたします。

環境影響評価準備書につきましては、事業者による現地調査、調査結果に伴う専門家の意見、環境影響の予測を行っておりまして、村といたしましても村の環境審議会の意見を求めて、また関係各課との意見を取りまとめまして、県のほうに回答したいと考えております。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○ 8 番（金田裕二君） こういった環境影響評価準備書に記載してある文言を私もずっと見ましたところ、いろいろと大丈夫かなという点が幾つかあったんで、その 3 番目に書いておきました。

降雨条件が 18.5 ミリ、時間当たりという、1 時間雨量が 18 ミリとか、よく集中豪雨、ゲリラ豪雨なんていうともう 100 ミリ近く 1 時間に降る場合があります。これは何か那須町での今までのデータをもとに 18.5 ミリという数字を出しているというふうに記載してありました。こんな数字で、平成 10 年の 8.27 水害、4 日間で累計でありますけれども西郷村では 1,300 ミリを超える雨量が観測され、多くの犠牲者が出、そして天皇皇后両陛下までお見舞いに来ていただいたという、西郷村の歴史上のかつてない水害があったわけです。

当時は、台上地区も幹線道路を横断してドードーと水が流れたのがビデオ撮影もされております。今回は、あの山を全てではないでしょうが、かなり伐採する。当然、調整池はつくるにしても、大丈夫なのかな、そういった水害が発生して下流域に大被害を及ぼすことがあったら大変だなというふうに思っております。

しかしながら、こういった環境アセスメントの準備書をつくっている会社が、日本気象協会という会社なんですね。何か NHK の天気予報に出てくるような会社が作成しているとは思えない内容だというふうに私は思っております。そういったことで、村としてはこういった準備書に記載された雨量とかというのをどのように思われているか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 環境保全課長。

○環境保全課長（木村三義君） 質問第 2 の 3 点目、降雨条件が 18.5 ミリ・毎時間と低い設定であり、8.27 水害に対応できないと思われるが伺うというご質問にお答えいたします。

環境影響評価準備書に記載のある降雨条件 18.5 ミリ・毎時間につきましては、水害を想定するための数値、調整池の容量計算に使用される数値ではございませんで、排水中の浮遊物質量予測を行うために算出した数値であると確認しております。

なお、金田議員がおただしの水害につきましては、適切な対策を講じる必要がございますので、事業者に対して適切な指導を県に要望してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（白岩征治君） 8 番金田裕二君。

○ 8 番（金田裕二君） 未曾有の豪雨というのは、今後温暖化とともにもう当たり前のよう発生しております。毎年、全国各地で大被害、大災害が起こっているのも事実でございますので、そういう地形の改変に伴う被害というのを未然に防ぐためにも十分に検討していただきたいと思っております。

次の 4 番目に、区域内に生息する貴重な動植物の対応についてということで質問させていただきます。

報告書によると、結構植物についても珍しい希少価値のある植物もありますが、動植物の中でも猛禽類、オオタカという大きな、トンビよりでかいオオタカというのが

生息が確認されております。それで、その区域内にオオタカが生息している、それに対してどうするのかというふうなことが記載されてありまして、代替巣をつくる、かわりの巣を別な区域外のところにつくって、オオタカさんにはそこへ引っ越してもらおうと書いてあったんです。いやいや、おもしろい、漫画みたいなことが書いてあるんです。鳥、引っ越してください、こっちに巣をつくりましたからそっちへ行ってくださいと、そんなことが。そしたら、それは国とか県の学識者とか何か相談してそのように書いてあった。びっくりしましたけれども、木が伐採され、ほとんどネズミも何も餌となるものがいなくなった状態で、そこにすら私は生息しなくなるのかなというふうに思っております。そういう貴重な保護すべき動物たちがいなくなるようなものに対して、その調査結果が、対応策がずさんとしか言いようないんですが、そういったものに対してどう思われますか、お伺いします。

○議長（白岩征治君） 環境保全課長。

○環境保全課長（木村三義君） 質問第2の4点目、区域内に生息する貴重な動植物等の対応についてのご質問にお答えいたします。

一般的なことにはなりますけれども、事業者が現地調査による動植物の把握を行い、その中で事業の実施により貴重な動植物に環境影響に与える要因を抽出し、種ごとに分布、生態学的特徴や確認状況及び確認環境などを踏まえまして、事業の実施によりどのような影響を受ける可能性があるのか、また、影響を低減することができるのかといった影響予測を行っているとのことでした。

さらに、調査等に対しまして専門家等からの助言を踏まえ、貴重な動植物の生息する箇所については離隔距離をとるようなパネルの配置計画も行っていると聞いております。しかしながら、オオタカ等の貴重な動植物のほうに関しましては、最大限の要望をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） ただいまのような貴重なオオタカ等については、以前、福島県の会津地方で、たしかあれば博士山のところの林道工事か何かで、生息地があると、巣があると。そこを道路工事でも中断して、そして道路建設も迂回をした影響のないような設計に変更したという経緯もあります。一番いいのは、そういったところは除外していただくのが最善なのかなというふうにも思っております。これから注視していきたいなというふうにも思っております。

次に、5番目の産業廃棄物等の不法投棄等の監視体制についてお伺いいたします。

以前、不法投棄にかかわる、ソーラーパネルの件ですね、同僚秋山議員が以前に質問しました。夜中にダンプが来て、どどどっといけたんじゃないかということで、議会でも問題化した経緯があります。東邦ラスさんのすぐ入り口のところだったかと思っております。あ那时的面積はほんの猫の額のような場所でしたが、今回は600町歩以上の広大な面積です。そして、4号線から幹線道路がぱっと出ておりまして、入ってきて、フェンスを回したところにぱっともぐられたら、どこに何をしているのかさっぱり追跡もできない、監視もできない状態になるのかなというふうにも

予測されます。事業主体が何かあやふやなわからない会社もありますので、その辺、監視体制についてどんなふうな村としては意見があるのか、お答えいただきます。

○議長（白岩征治君） 環境保全課長。

○環境保全課長（木村三義君） 質問第2の5点目、産業廃棄物等の不法投棄等の監視体制についてのご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、事業者に対し法令遵守と工事施工業者への十分な管理、監視体制を強く求めるとともに、村といたしましては不法投棄監視員等によりますパトロールにも力を入れていきたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） なかなか24時間監視するという事は、人間では難しいのかなというふうに思っております。最近では優秀な機器類が出回っておりますので、せめて台上の道路を通過する車は全て監視カメラに押さえ、しかも、夜間にそういった廃棄物を積んでいるような、搭載したような車が通過した場合には監視カメラから即、警察に通報が行くようなシステムを構築して、そのようなことは二度とないように、やはりそのくらいは、そんな金がかかるもんじゃないと思いますんで、やるべきだというふうに思っております。

最後の6番目の売電事業終了後のパネル等の撤去工事等の費用担保に関する村との契約について、お伺いいたします。

やはり、万が一放置されて、西郷村が後始末、解体をせざるを得ないような状況に陥らないためにも、事前にそういった担保性のある契約を結ぶべきかなというふうにも思っております。

国では現在、そういった不安を解消するためにも、売電額の5%を積み立て、しかも、それを常に公表しなさいというふうに今つくっている最中とお伺いしております。その法案がはっきりできるまで放置するわけにはいきませんので、事前に5%相当額を例えば村の会計室に積み立てさせると、そのくらいの担保力を持ってすれば安全で安心なのかなというふうに思っておりますので、そういった具体的な契約をしなければならぬと思っておりますが、その点についてお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） 8番金田議員の一般質問にお答えいたします。

売電事業終了後のパネル等の撤去工事等の費用担保に関する村との契約についてのご質問でございますが、やはりおただしのお通り、村といたしましても太陽光パネルには有害物質である鉛、セレンなどが含まれていることもありまして、大量に設置された太陽光発電がそのまま放置されるのではないかと、あるいは不法に廃棄されるのではないかと懸念はございます。そういった懸念を払拭するためにも、解体、撤去、それに伴い発生しました廃棄物の処理に係る費用を確保しておくことは非常に有効な手段であると考えております。

この費用負担の確保につきましては、現在、先ほど議員さんからもお話がありまし

たとおり、経済産業省におきまして、事業用太陽光発電設備10キロワット以上の廃棄物については、昨年4月からその積み立ての費用を努力義務から義務化とされております。また、昨年7月からは、定期報告において積み立て計画と進捗状況の報告を義務化しております。しかしながら、今の制度上、積み立ての水準や時期は事業者の判断に委ねられておきまして、適切なタイミングで必要な資金確保ができないのではないかと指摘もされております。

現在は、10キロワット未満の低圧の小規模事業者を中心に積み立ての実施率が低いこともありまして、太陽光発電設備の廃棄等の費用の確実な積み立てを担保する制度の検討が始まっております。この制度におきましては、資金確保という制度の目的に照らして、原則として外部積み立てを求め、発電事業者から積立金を差し引くことによりまして、費用負担調整期間が源泉徴収的に積み立てを行うことが基本とされております。また、一方では、長期安定発電の責任能力を担うことが可能と認められる事業者につきましては、内部積み立てを認めることも検討されております。さらには、積立金の金額水準、回数、時期、また発電事業者が倒産した場合などの対応も今、活発に議論されております。

おただしの費用担保に関する村との契約につきましては、これら制度等を重複いたしまして、積立金が二重に積み立てられることにもつながるといってもありますので、いましばらく村で検討したいと考えておりますが、国の制度の設計を注視しながら、今後検討してまいりたいと思っております。

また、村といたしましても、事業者への廃棄等の処理費の確認、積み立てがされているか等の確認は行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 担保するには大変なことだと思っております。国のただいまの計画値は積み立てをなさないと、5%で、それちゃんと積んでおきましたよ、積んでありますよ、はい、貯金通帳もごらんください、このとおりにありますよといながらも、あと1か月で20年という完了間際に計画倒産されて、その積んでおいた金もみんな持って逃げられたらどうするんですかということなんですね。それは、優良な企業の場合だったら、そんなことを私申しません。前からも申し上げているとおり、資本金が1万円とか、そういった不明朗な会社が、しかも外資系のわけのわかんない会社がやっていることだから私は不安なんです。根底にはそれがあります。（不規則発言あり）そういったことで、そういったものを担保するにはやはり強制的に村の条例化するとか、村に積みなさいというふうなものをいかがか。今、後ろからも要望があった、村長にお答えいただきたい。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 5%のことは、今、国で制度設計やっているということでありまして。議員、不安されているとおり、第2の赤面山にならないように、十分に県の動向を見ながら、村としてできることを考えていきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 難しい話ではありますが、やはりクリアしないといけないのかなというふうに思っております。

けさの日経新聞によると、太陽光、こういった買い取り制度、固定買い取り制度の見直しをすると。買い取り制度をやめて、入札制度を導入するというような提案が出ております。国民の支払う再生エネルギー賦課金、1キロワットは大体3円程度負担しております。今年度は、国民が支払う分だけでも約2兆4,000億円、一般家庭で月、約767円の負担になるそうでございます。こういった電気料の明細のところを書いてありますよね、1キロワット・アワー当たり、4月が2円90銭、5月は2円95銭、毎月違うんですね。そのトータルが2兆4,000億円になるということです。大変な金額であります。

ちなみに、うちで幾ら払っているのかと思ったら、1万1,752円の電気代の中に再エネ発電賦課金は1,171円となっております。こういった金を、国民全員が負担しているわけです。その金も、電力会社の買い取る際の資金になる。それが外資系の企業にまで恩典があるというのがちょっとおもしろくないところだ、みんなが払っていると、みんな外国に中国でもどこへでも持っていかれちゃうというのが、何か理不尽なように思っております。

そんなことで、太陽光発電については同僚議員が別な方向からもまた出てくるかもしれないませんが、一応もう時間になるんで、この辺で太陽光発電、台上地区については終わらせていただきますけれども、最後まで撤去費用の担保については村としても十分に検討すべきかなというふうに思っておりますんで、再度よろしくお願ひ申し上げて、とりあえず3番目のやつはちょっと時間的に間に合わないんで、休憩後にいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ではありますが、ここで午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

8番金田裕二君の一般質問を許します。8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 質問の3点目、追原集落裏山の広大な村有地利活用についてを質問させていただきます。

まず、これは以前にも2度ほど質問させていただきました。3度目かと思っております。東和商事株式会社さんより約85ヘクタールの寄附採納を受けた、その経過と目的等について、まずお伺ひいたします。

○議長（白岩征治君） 財政課長。

○財政課長（田中茂勝君） 8番金田議員の一般質問にお答えいたします。

ご質問の第3、追原集落裏山の広大な村有地利活用についての1点目、寄附採納を受けた経緯と目的等についてでございますが、この土地は東和商事株式会社が平成3年にゴルフ場開発を目的として取得し、事業を推進しておりましたが、平成5年に計画が頓挫し、事業を廃止しております。その後、東亜建設工業株式会社と三菱マテリアル株式会社が共有取得し所有者となっておりますが、平成10年に村が共有土地の一部を買収し、長久保工業団地として造成、整備し、宝酒造工場建設計画用地として売却いたしました。しかし、工場建設には至らず、現在は信越半導体の所有地となっております。

それ以外の土地につきましては、平成18年に東亜建設工業、三菱マテリアル両者から、村発展のため土地の有効利用を図り、村民のために役立ててほしいと寄附の申し出がございました。村といたしましても、この約85ヘクタールある広大な土地の有効活用を図るとともに、今後この土地が他事業者等への移転により自然環境が破壊されるような開発が行われることも懸念されるため、寄附受納したというのが経緯でございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） ただいま説明がありまして、村発展と有効活用のためにということで寄附された。当時は、ほぼ追原集落の地権者、それから追原周辺の、真船地区も含まれますが、地権者の方が所有していたかと思っております。当時は、200ヘクタール程度をゴルフ場開発用地として取得され、または賃貸され、そのうちの一部、ただいま説明あったように50ヘクタールくらいが現在、信越半導体の工場敷地というふうになっているという、残りが85ヘクタール。

村民というか集落、もとの地権者についても、ゴルフ場ができれば雇用の機会もできるだろう、いろんな、まして今度は信越半導体だ、その前が宝酒造、工場ができれば、これもまた雇用の機会があったり、いろいろ村のためにいいなというふうに思っておりました。その85町歩についても、元地権者についてもいろいろ期待しておったわけなんです、次の質問に書いておられますとおり、2番、3番まとめてお伺いしますが、それから数年、10年近くたって、その後こういった村発展と有効活用のためのどのような協議がされ、どのように活用しようとされてきたのか、まずそれをお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 財政課長。

○財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

平成19年第3回定例会、それから平成26年第2回定例会でも同様のご質問をいただきました。その中で、森林公園や花見山、パークゴルフ場、里山整備等具体的な提言をいただきましたが、広大な土地でありますので地形の問題や一部民有地が混在していること、さらには造成整備にかかる財政負担等もあり、具体的な調査や検討にまで至っていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 前にも、今ほどあったような森林公園とかパークゴルフ場とか、いろんな提案をさせていただきました。せんだっては、村長の考えていらっしゃる総合運動公園なんかもできないことはないなというふうなことも申したような気がします。そういったことも含めて、寄附採納された方、そしてもとの地権者に対しても、村発展、そういった有効活用ができるような方策をどのように進めていくのか、今後の利活用について最後にお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 答えいたします。

金田議員、今まで2回ほどご質問されて、私も承知しております。今後は、村発展のために現地調査をさらに実施し、何ができるか、何が有効か、村民の求めるものは何か等、利活用に必要な条件等を精査した上で、議員、今おただしのよう综合運動公園の一部、パークゴルフ場、それも一つの選択肢でもあります。いろんなことを多くの意見も聞きながら、最終的に村民の皆様に喜ばれ、役立つ計画を検討していきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君。

○8番（金田裕二君） 先ほどの赤面山の件もそうですし、やはり放置されていたというのがちょっと一番私については、何年も協議しないまま、検討もしないまま、置いておくというのが一番よくないことだと思っています。せっかく寄贈された85ヘクタールを生かすのにも、こういった事例が村内にこれからはないように、滞りなく審議、協議されて、村発展のために生かしていただき、お願いして、質問を終了いたします。以上です。

○議長（白岩征治君） 8番金田裕二君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第2、5番松本孝信君の一般質問を許します。5番松本孝信君。

◇ 5 番 松本孝信君

1. デマンド交通について
2. 高齢者の自動車運転免許証返納について

○ 5 番（松本孝信君） 5 番松本孝信です。通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

今年の1月から、使い勝手のよいデマンド型交通乗り合いバスの実証実験が始まりました。それで、利用状況はどのようになっているのか、まずお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） 5 番松本議員の一般質問にお答えいたします。

デマンド型乗り合いバスの実証実験の利用状況についてでございますが、現在、デマンド交通の実証実験では、西郷村を北部、中部、南部の3つの区域に分け、各区域に1台の車両を配置し、午後2時と午後4時の2便で送迎を行っております。

平成31年1月4日から運行を開始いたしましたこのデマンド交通実証実験の4月末までの利用状況でございますが、運行日数は、土日、祝祭日を除いた平日で78日、156便の運行を行っております。4月末時点ではございますが、利用登録者数は男性44人、女性165人、合計209人でございます。このうち、80歳代の方が110名と過半数を超えており、平均年齢は79.5歳となっております。また、実際に利用した人数は57人で、登録者209名に対しまして27.3%の利用となっております。

運行日1日当たりの利用者数は、3台で平均10名、基本的には往復での利用でございました。乗降場所の累計では、北部においては白河市内の医院への通院目的での利用が多いものの、3地区全体といたしましてはイオン白河西郷店やベイシアなど、利用者の多くは商業施設への買い物目的の利用となっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 5 番松本孝信君の再質問を許します。

○ 5 番（松本孝信君） 結構、実際に利用している人は思っていたより少ないんですが、私のところに、毎日の利用はできるのか、断られましたというような苦情が寄せられました。それで、利用できる人の条件とは何かということでお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

デマンド交通を利用できる方の条件でございますが、現在実施中の実証実験におきましては、村内に住所を有する方であれば年齢等の制限は設けておらず、就学前のお子様であっても、保護者の同伴があれば利用していただけることとしております。

ただし、デマンド交通の車両は、車椅子で乗降できるなどのバリアフリー化はされておりませんので、介護認定を受けていらっしゃる方や乗降に介助が必要な方は利用対象者から除外させていただいております。また、泥酔者や他の利用者の迷惑、または安全運行の妨げとなるおそれがあると判断した場合については、乗車をお断りすることがございます。

利用回数につきましては制限をしておりませんので、毎日利用されることも可能でございます。ただし、事前予約型であるため、予約の状況によっては乗車人数超過により利用できない状況が生じる場合もございます。

先ほど議員さんから言われましたが、毎日利用できないのかということに関しましては毎日利用できる村のほうでは考えております。いろいろ、今、実証実験中ですので、さまざまな問題が今後とも生じてくることは予想しております。そういった実証実験を行っていく中で、条件面等や利用方法につきまして、さらに検証を進めながら、より利便性が向上できるように今後とも検討してまいり、また、利用者への周知も図っていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 5番松本孝信君。

○5番（松本孝信君） 毎日利用できるということなのですが、担当者に聞いた村民の方がですね、勘違いされて利用できないと思ったのか、もしくは窓口の対応が悪くてそういうふうな受け取られ方をしたのかはちょっとわかりませんが、なるべくだったら使えますよというのを前提でお話ししていただければ、誤解が村民の方にはないと思うんで、その辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。

交通手段として、お年寄りの外出、出ぶそくとか、そういうふうにならないためにも使い勝手のよいものにしていただければありがたいと思ひます。

それでは、次、デマンド型実証実験の7月から今度新しく始まる次の段階ですね、その段階はどういうふうな内容になるのか、教えていただければありがたいです。

○議長（白岩征治君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

7月からの実証実験に関しましては、今、健康推進課で行っております外出支援事業をデマンド実証実験の中に取り組みまして運行開始させていただきたいと考えております。また、今の実証実験では午後2時、4時ということになっておりますが、利用時間帯を拡大いたしまして、朝の7時からの開始と、朝は7時、8時、9時、10時と4回の利用の拡大を図って、利用者の利便性の向上に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 5番松本孝信君。

○5番（松本孝信君） 7月からは7時、8時、9時、10時に4回出るということなので、大変ありがたい話だと思うんですが、利用者から誤解のないようにして、使い勝手のよいものにしていただければありがたいと思ひますので、以上でデマンド型交通の実証実験についての質問を終わります。

その次、高齢者の運転免許証返納についてということですが、連日のように高齢者ドライバーの悲惨な交通事故の報道が現在なされています。この報道を見た高齢者ドライバーが、免許証の返納を考えている方も多いと思ひますが、返納にいま一步踏み出せないというのが現状だと思ひます。なぜならば、西郷村は東西に長く、西側、特に会津寄りには交通の便が大変悪いということもあると思ひます。

そこで、以前、13番議員が同じ質問をしましたが、運転免許証返納者には何か特典があるのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○参事兼住民生活課長（鈴木真由美君） 5番松本議員、質問第2、高齢者の自動車運転免許証返納について、質問第2の1点目、自動車運転免許証の自主返納した場合に特典はあるかのおただしにお答えいたします。

運転免許証を警察署に自主返納する際、返納された方が申請することにより運転経歴証明書が交付されます。運転経歴証明書は、身分証明書として使用できるほか、提示することで公共交通機関や旅館、商店などからさまざまな特典やサービスを受けることができます。例としましては、タクシー協会に加盟するタクシー会社では、証明書を提示した65歳以上の方に対し乗車運賃を1割引きするなどのサービスを提供しております。

現在、村独自では、自主返納者に対する特典、サービス等は提供しておりません。また、県では、本年3月から運転卒業サポート事業が開始されました。この事業は、民間と行政が協力して運転免許証を返納しやすい生活環境づくりを目指し、自主返納された方に対するさらなるサービスの拡充を推進する事業です。この事業の協賛店で提供されている特典やサービスにつきましては県のホームページ上に掲載されておりますが、飲食店での割引とか、あと旅館等での割引等が主なものとしてあります。

以上です。

○議長（白岩征治君） 5番松本孝信君。

○5番（松本孝信君） 特典なんですけど、村独自では何もないということで、飲食店など、旅館など割引制度があるということなんですけど、ここまで行くのに高齢者の足となる運転免許証を返納した人はどうやって行くんだか、それはちょっとわかりませんが、どうやって使うのかなど。タクシーの65歳以上の自主返納者に対して発行されるやつを提示すれば10%の割引があるということなんですけど、それは大変ありがたい特典だとは思いますが、それにしてもタクシーに乗る際に約10%しか減額してもらえないということでは、タクシー利用も、自主返納する人は恐らく年金受給者の方がほとんどだと思うんですけども、その中でタクシーを使って外出しようと、特別な日じゃないと、これ使いませんよね。

そうならないためにも、私はちょっと提案なんですけど、村独自のタクシー補助券を月何回までとか、2回とか3回とか4回とかまで利用できますよというようなタクシー補助券なんかも発行していただければありがたいと。

あと、山間地というか西側の人たちは、隣の家に行くのにも結構遠いという方々も多くいると思います。そこに行くのに、わざわざタクシーを呼んで補助券使って移動すると、考えられませんね。そこで、昔、村でもシニアカーというものを貸し出しとやっていたと思いますが、現在どうなっているんだかちょっとわかりませんが、シニアカーの貸し出し制度なんかも取り入れていただければ、高齢者の外出、出ぶそくなんかも緩和されるんじゃないかなという気がします。このことについてどう

思われるか、ご質問いたします。村長、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 先ほどタクシー券の話もありましたけれども、デマンド交通の中でいろんな組み合わせがあると思いますので、その辺も考えていきたいと思います。

今ほどシニアカーという話が出ましたけれども、シニアカーにつきましては1台20万円から30万円くらいの価格となっております。貸し出し制度を行うためには、ある程度まとまった台数を確保する必要とか、いろいろ難しい問題もあります。貸し出し希望される全員の方に貸し出すことはなかなか困難かと思われま。また、貸し出しから返納までの期間が長くなるなど予想され、整備費用とかいろいろ問題もあるかと思。また、交通事情、舗装されているところばかりじゃないし、あとは砂利道もあるし、道路側溝に間違っ落ちてたときのこととも考えると非常に危険もあるということで、これもデマンド交通総合的な考えの中で考えていきたいと思。

○議長（白岩征治君） 5番松本孝信君。

○5番（松本孝信君） 免許証を返納すると、急に認知症が出てきたりということがあるやに聞いております。運転する場合には、ある程度頭の回転をよくしないと運転はできないらしいですが、認知症予防と外出、出ぶそくということを考えると、何とか予算をつけてもらいまして、シニアカーの貸し出し等検討していただければありがたいと思。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） シニアカーをぜひということであり。いろいろ調べまして、調査しながら、本当に有効かどうかとも検討しながら、考えていきたいと思。

○議長（白岩征治君） 5番松本孝信君。

○5番（松本孝信君） 交通の便のよいところの方とかは、シニアカーは別に要らなくても大丈夫なんです。山間部とか西地区の方は、本当に隣に行くのにも1キロ2キロあるところの方もいるんで、その条件、いろいろ考えていただいて、やっただければありがたいと思。

以上で質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 5番松本孝信君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ではありますが、ここで午後1時まで休憩いたします。

(午前11時49分)

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

(午後1時00分)

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

通告第3、13番河西美次君の一般質問を許します。13番河西美次君。

◇ 13番 河西美次君

1. ひきこもりへの対応について

○ 13番（河西美次君） では、通告により、ひきこもり対応について、まず最初に、ひきこもりを批判する認識は毛頭ございませんので、そのことをあらかじめご理解を賜りたく、その上で質問をさせていただきたいと思えます。

1、ひきこもりが大きな事件で報道されている。そこで現在西郷村においてどのくらい把握しているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 河西議員のご質問にお答えいたします。

ひきこもりが大きな事件で報道されている。そこで現在西郷村においてどのくらい把握しているかというご質問でございますけれども、ひきこもりによる非常に痛みしい、悲しい事件が相次いでおります。ひきこもりにおいては、さまざまな理由から働けないなど、長い時間自宅からほとんど出ない状態のことで、ひきこもりそのものは病気ではなく、誰もがなり得る社会とつながれていない状態であると言われております。

現在、西郷村においてどのくらい把握しているかのご質問でございますが、実際のところ、実態の把握が大変厳しい問題で、青年期、中高年期、高齢期とそれぞれ相談等があった場合は、年齢に応じて各担当部署がその実態等を把握し、対応しております。しかしながら、デリケートな問題であり、自発的な家族からの相談や周りからの情報提供がないなどの場合が多く、潜在的なものを含めるとなると全体を把握することは大変厳しい状況となっております。

また、一方では、ひきこもりはさまざまなストレスから心身を休める重要な役割を持つこともあると言われております。

近年、近所の連携の希薄化に加え、閉鎖的な家庭などもあり、積極的に行政が介入するものは非常に厳しい状況となっております。

○議長（白岩征治君） 13番河西美次君。

○ 13番（河西美次君） 今の話は閉鎖的な家庭があることはわかっておりますが、そうなれば、マニュアルをつくって相談しやすい環境にしたらいと思えます。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今、ご提案、ご提言いただきましたマニュアルづくりとか、そういったのも今後大切かと思えますので、検討していきたいと思えます。

○議長（白岩征治君） 13番河西美次君。

○ 13番（河西美次君） では、次に、年齢別、指導員の対応と対策はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

質問の2、年齢別、指導員対応についてでございますが、村におきましては、特に年齢別や指導員を配置するなどの対応はしておりませんが、青年期、中高年期においては、ひきこもりの原因となったのが精神的な病気や障がいなどが影響している場合もありますので、そのような場合はまず医師や専門家に相談してもらうことを視野に入れ、より専門的な機関につなぐなど、一人一人の状況に応じて関係機関と連携することが重要と考えております。

続いて、対策ということでございますが、まず対策につきましては、県が行う事業といたしまして青年期ひきこもり・心の健康相談を県南保健福祉事務所において実施しております。ひきこもりや鬱状態の方など、本人及び家族を対象とし、精神科の医師や保健師が悩み事などの相談を受け、対応をしております。

また、村が行う事業といたしましては、ひきこもりの社会参加、居場所づくりとしてユースプレイス自立支援事業を今年度から実施する予定をしております。ユースプレイスとは、まだ聞き慣れない言葉ではありますが、おおむね15歳からを対象としておりまして、社会への孤立感や就職など悩みを抱える方へ、社会参加への第一歩を踏み出せるよう活動の場所を提供するものでございます。主な活動内容は、個々の相談に乗ってあげたり、利用者同士の交流会やボランティア活動など、さまざまな催しを企画し実行するものであります。当事業につきましては、委託事業となっておりますので、今回の補正予算に民生費委託料として計上しておりますので、ご承知いただければと思います。

続いて、高齢期の対応でございますけれども、高齢者担当部局の課長のほうからご説明いたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 高齢者の対応についてお答えをさせていただきます。

平成28年度に、65歳以上の高齢者を対象に介護予防日常生活圏域ニーズ調査を実施しております。全部で2,513名の65歳以上の高齢者の方から回答を得ております。

このアンケート調査で外出の機会について質問した結果、ほとんど外出をしていないとお答えをした方が全体の5.6%、140名いらっしゃいました。週1回くらいしか外出していないと答えた方が全体の16.1%、405名となっております。いずれも高齢になるほど増加する傾向にあります。高齢期になりますと、運動、視覚、聴覚、嗅覚、味覚などの機能が低下するとともに、体にさまざまな疾患を抱える人も多くなってまいります。また、老化に伴いさまざまな原因で外出頻度が少なくなり、生活空間が屋外から自宅内へと狭くなってまいります。

このような状況を踏まえ、村では閉じこもりの予防を目的の一部としまして、平成25年11月より高齢者の外出支援事業を実施しております。平成31年3月末で202名の方が外出支援事業に登録をされて、平成30年度では全体の84.6%、171名の方に利用していただき、閉じこもりの防止の一助を担っております。

また、高齢者の健康づくりの一環として行っていますシニア健康教室、お元気運動

教室、いきいき教室などの介護予防運動教室等への参加を促してまいりたいと考えております。

さらに、地域社会との交流を持つことも閉じこもりの防止につながることから、日常生活の中で友人知人との交流、老人クラブやボランティア活動、趣味や娯楽の活動、環境美化運動への参加などについて推進を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 13番河西美次君。

○13番（河西美次君） では、相談窓口はどのようになっているのか、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

相談窓口についてでございますが、村におきましては、ひきこもり担当の部署として1か所で総合的に対応しているという状況ではございませんが、各部署に相談等があった場合には、関係部署や関係機関との連携、協働の上、相談や対応に当たっております。

また、ひきこもりの専門的な相談窓口といたしましては、県の委託機関である福島県ひきこもり支援センター及び福島県青少年総合相談センターがございます。主に、ひきこもり支援センターでは、電話やメールによる相談業務をはじめ、来所による直接相談や、予約制とはなっておりますが、自宅への訪問による相談や情報提供を行っております。ひきこもり支援センターの相談員といたしましては、ひきこもり支援コーディネーターとして6名、うち2名が精神保健福祉士の資格を持つ方で、いずれの相談員も経験のある方が、一人一人の状況に合わせ支援を継続的に行っている状況でございます。

村におきましても、ひきこもりの対応についての各種研修会等へ参加するなど研さんに努め、また、ひきこもり支援センターの広報等、相談窓口の周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 13番河西美次君。

○13番（河西美次君） ひきこもりの対応は重要なので、ぜひ村職員を研修に参加をさせていただきたいと思ひます。

続きますして、親が高齢で70歳以上の場合で、子が無職、35歳から50歳くらいの場合、対応はどのようになっているのか、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

親が80歳代の高齢者で、その子どもが50代の中高年で無職の世帯、その数字をとって、いわゆる8050問題と言われておりますが、問題とされているのが80代の親が50代の子どもの生活を支えている状況で、今後親の財力や体力が衰え始め、面倒が見切れなくなり、親子ともども社会から孤立しがちになると言われている状況

でございます。さらには、親亡き後、その子どもの生活はどうなるのかという問題につながってまいります。

対応ということでございますが、引きこもった原因として精神疾患や障がいなどというケースがございますが、そのような場合は精神保健や障がい者福祉、高齢者福祉との連携が必要となり、その他関係機関を含め、親子ともどものケース検討を行い対応することとなります。また、会社を退職し長期間引きこもっているケースなどは状況を把握することが難しいところではございますが、まず相談をしてもらうことを手始めとして、ホームページや広報にしごうなどへの掲載を行い、相談窓口の周知を図り、相談のしやすい環境づくりに努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（白岩征治君） 13番河西美次君。

○13番（河西美次君） 最後に、ひきこもりをなくすために家族にわかりやすいマニュアルをつくっていただき、回覧などで周知徹底するようお願いして、一般質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 13番河西美次君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日6月14日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後1時14分）

